

【文書名】

○香川県警察鑑識技能検定に関する訓令

(昭和 42 年香川県警察本部訓令第 17 号)

【概要】

鑑識技能検定に関する訓令（平成 26 年警察庁訓令第 2 号）第 6 条の規定に基づき、香川県警察における犯罪鑑識についての技能検定の実施について必要な事項を定めたものである。